

地域医療構想対象事業にかかる優遇融資のお知らせ

地域医療構想の達成に向けた取組みを行う医療機関（病院及び診療所）が安定的な運営を引き続き行っていただけるよう、建築資金及び運転資金に関する優遇融資を実施しています。

《対象となる施設》

地域医療構想対象事業を行う病院及び診療所

（建築資金）

融資条件		基金対象事業（病院・診療所）		基金対象外事業（病院のみ）	
		減少を伴う場合	減少を伴わない場合	病床不足地域	病床充足地域
利率 ※1		基準利率▲0.6%	基準利率▲0.5%	基準利率▲0.5%	基準利率▲0.5%
融資率	建築	95%	90%	70%	60%
	土地				融資対象外
限度額	建築	限度額の設定なし ※2		7.2億円・特定病院12億円 一定条件を満たせば12億円超も可能	
	土地			3億円	融資対象外
取扱期間		令和7年度まで		取扱期間の設定無し	

（運転資金）

融資条件	地域医療構想支援資金
利率 ※1	基準利率▲0.5%
限度額	（病院）5億円 （診療所）3億円
償還期間	10年以内
据置期間	4年以内
取扱期間	令和7年度まで

※1 利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
医療貸付利率表（PDF）の「1病院 新築資金・甲種増改築資金」、
「2診療所 新築資金・甲種増改築資金」または「地域医療構想支援資金」
の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

※2 融資限度額は、担保評価額の範囲内等の条件があります。

- ご融資には担保・保証人（保証人不要制度あり）が必要となります。
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

▼利率表はこちら



1 連絡先

施設開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）の方

◎東京本部 福祉医療貸付部医療審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9937
FAX (03) 3438-0583

施設開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県より西の地域）の方

◎大阪支店 医療審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0219
FAX (06) 6252-0240